

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）に係る意見について

平成24年11月20日に開催した「第1回宮城県防災会議原子力防災部会」（第1回部会）において、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正案を説明し、当該案をもって関係機関と調整を行うこととしていた。

このため、第1回部会の資料3-4（新旧対照比較表）について関係機関に意見照会を行い、平成24年12月27日付けで意見集約結果及び計画への反映方針について取りまとめた資料を関係機関あて報告している。

その後、追加で提出された意見があったため、これを加えた上で別紙のとおり取りまとめ、反映方針に従って関係機関の意見を資料3-2（宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）修正案）及び資料3-3（同新旧対照表）に反映した。

（平成24年1月4日現在）

関係機関	90	防災会議関係機関（国の出先機関，自衛隊を含む），部会関係機関，県内全市町村，消防関係など	
回答機関	69	同一機関の複数の部署から回答があった場合も，1機関と計上	
回答内容	適正化	84	字句等に係る記載の適正化依頼など
	内容の確認	42	記載内容の意味等についての確認依頼など
	意見	54	記載内容に係る意見など
	要望	5	県に対する要望など
	その他	3	その他
	合計	188	

関係機関からの主な意見は別紙のとおりである。

【適正化】

- 第1章第5節において、行政区名の誤りを訂正して欲しい。
- 第1章第6節において、当機関の「事務又は業務」を防災業務計画等の記載と統一して欲しい。
- 第3章第3節や第4節において、当機関の役割を他の防災計画やマニュアル等と整合するよう適正化して欲しい。
- その他、誤記訂正をすべき。

【内容の確認】

- 漁業無線局は震災の影響で体制が変わると聞いているので確認が必要。
- 用語の使い分け（例えば避難場所と避難所の違い）の意味するところは何か。
- 「～」と記載している理由は何か。
 - (例)・事務局レベルの連絡会議での修正案から表現が変わっている理由は何か。
 - ・住民等の「等」と記載しているのは何故か。
- 「～」はどのように解釈すべきなのか。
 - (例)・行動基準について、運用上の介入レベルとどのように関連しているのか。
 - ・PAZの避難を優先するとあるが、PAZ避難の完了とUPZ避難の開始はどのように関係するのか。

【意見】

- 「～」と修正されているが、現行の記載のままとすべきではないか。
 - (例)・「運転者の義務」は、現行の「運転者のとるべき措置」のままとすべき。
- 「～」という記載を設けるのはどうか。
 - (例)・対策拠点施設について、耐震性に加えて耐浪性を加えるのはどうか。
- 震災の経験を踏まえ、「～」という表現を用いるべき。
 - (例)・女性ボランティアの活動中の安全に触れるべき。
 - ・通信の確保が重要であるので、専用回線網の整備・維持について実効的な表現に改めるべき。
- 体制の中に「～」という機関を加えるべき。
 - (例)・派遣連絡員の中に、関係消防本部員を加えるべき。
 - ・指定公共機関に移動通信系の会社を加えるべき。

【要望】

- 避難場所の確保等について、県の指導・助言・調整をお願いしたい。

【その他】

- 当市(町)が今後地域防災計画で避難者の受入れを盛り込む場合、どのようなことが考えられるのか。

区分	No.	機関名	高見等概要 (頁番号は前回部会資料3-4のもの)	高見等分類	対応等	資料3-3
防災会議幹事会	1	東北管区警察局	なし	—		
	2	東北財務局	第1章第6節第7項 (p.20)における当局的役割を地域防災計画の地震編や津波編と同様に適正化して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P19
	3	東北厚生局	なし※	—		
	4	東北農政局	第1章第6節第7項 (p.20)における当局的役割を「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づき、適正化して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P20
	5	東北森林管理局	なし	—		
	6	東北経済産業局	なし	—		
	7-1	仙台管区気象台	第1章第6節第7項 (p.21)において、仙台管区気象台の業務内容を気象庁防災業務計画と整合させて欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P21
	7-2	"	第2章第9節第5項 (4) (p.45)において、気象台から受ける情報について仙台管区気象台の業務大綱と整合させて欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P47
7-3	"	第3章第4節表3-4-2 (p.87)の情報班の記載(気象情報の受理伝達)について、仙台管区気象台の業務大綱と整合させて欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P88	
7-4	"	第3章第5節第1項 (7) (p.103)において、宮城県漁業無線局がH24年度末に解散すると聞いており、変更が必要ではないか。	内容の確認	H25年度以降は福島県無線漁業協同組合による福島県漁業無線局に業務が委託されるため、宮城県漁業無線局 (H25年度以降は福島県無線局) と記載を修正します。	P104	
7-5	"	第3章第5節図3-5-1 (p.106)において、同様の変更が必要ではないか。	内容の確認	御指摘のとおり修正します	P108	
7-6	"	第3章第6節第1項 (5) (p.109)において、気象台への要請事項について、仙台管区気象台の業務大綱と整合させて欲しい。 同項で、情報の提供を無線ファミリではなく、宮城県総合防災情報システムによるものと変更すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P111	
7-7	"	第3章第6節図3-6-2 (p.113)において、気象台と災害対策本部の通信を無線FAXではなく、宮城県総合防災情報システムに変更すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P116	
7-8	"	第3章第7節第1項②及び③ (p.118)において、原子力災害対策現地本部ではなく、原子力災害現地対策本部とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P121	

区分	No.	機関名	高見等概要 (原番号は前回部会資料3-4のもの)	高見等分類	対 応 等	資料3-3
	8	東北運輸局	なし	—		
	9-1	第二管区海上保安本部	第2章第24節(3)(p.66)において、「第二管区海上保安本部」となっていると、「宮城海上保安部」に変更して欲しい。 同項で「実施するものとする」とあるところ、予防措置の章であることから、「実施するために必要な体制を整備するものとする」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P67
	9-2	〃	第3章第2節第2項(1)④(p.71)「第二管区海上保安本部等の関係する指定地方行政機関」を地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアルに併せ、「関係する指定地方行政機関」として欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P72
	10	東北総合通信局	なし	—		
	11	宮城労働局	なし	—		
	12	東北地方整備局	なし ※原安第165号(平成24年12月27日)後に誤記訂正	—		
	13	東京航空局仙台空港事務所	なし	—		
	14	関東東北産業保安監査部	なし	—		
	15	東北防衛局	第1章第6節第7項(p.21)において、H23に当局が指定地方行政機関として追加されたことから、追加して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P21
	16	東北地方環境事務所	第1章第6節第7項(p.20)における当局の役割を適正化して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P20
	17 18	陸上自衛隊	なし なし※	—		
	19-1	宮城県教育委員会 ※原安第165号(平成24年12月27日)後に追加	第2章第13節第2項(p.47)等において、避難所と避難場所をどのように区分しているかが不明。また、地震・津波・風水害編にもこれらに係る記載があるが、原安事故に特有な内容以外に差を設ける必要は無いのではないか。	内容の確認	第3章第7節第4項(2)の規定により、避難場所の中から避難所を指定することとなるため、既に指定された後の避難場所に係る記載については避難所と記載を変更するよう統一します。 また、原安事故に特有な内容以外については、御指摘のとおり差を設ける必要は無いと考えております。これらの記載については、国の防災基本計画や、内閣府及び消防庁の地域防災計画作成マニュアルに基づき作成しており、各機関と整合した計画とし、原子力単独災害等も含め、避難場所の準備等について明確にするため、項目を設けているものです。	P49、 P121～P124 P126

区分	No.	機関名	高層等概要 (頁番号は前回部会資料3-4のもの)	高層等分類 内容の確認	対応 等	資料3-3
	19-2	"	第2章第13節第2項(9)(p.49)等において、避難場所への備蓄等については、地震・津波・風水害編では市町村が行うべきものとなっているが、これは原子力災害対策編と異なる考え方を適用しているという考え方で良いのか。		当該記載については、関係市町の地域防災計画(原子力災害対策編)にも記載されることとなるため、異なる考え方を採っているものではないと見做す。市町村の備蓄分けについては、例えば緊急時安全対策交付金により、ヨウ素剤については県がUPZ圏内の人口分を確保することとなり、その他の資材については連携して整備を進めることとなることとが関係市町の地域防災計画に掲載されることとなる。	P51
	20-1	宮城県警察本部	第2章第15節第2項(4)(p.54)において、他の計画等との整合を図るため、「運転者の義務等」となっているところ、「とるべき措置」と修正して欲しい。 同項(5)(p.54)について、修正する必要があるかと考える。	意見	警察本部関係の体制や運用に配慮した記載に修正することとします。	P55、P56
	20-2	"	第3章第2節第2項(1)⑤について、県警察本部から管轄の警察署に直接通報連絡を行うよう修正すべき。また、第3章第2節図3-2-1(p.74)の通報連絡系統をこれに併せて変更して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P73、P75
	20-3	"	第3章第4節第5項(1)④(p.95)について、「警察庁を通じ」を「警察庁及び東北管区警察局長の指示・調整に基づき、県公安委員会を通じて」と修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P96
	20-4	"	第3章第4節図3-4-1(p.100)において、県警察の体制見直しを反映して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P102
	20-5	"	第3章第7節第7項(p.134)で「火災予防」については別項目として欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P136
	20-6	"	第3章第8節第2項(1)(p.137)で専門家の移動に係る先導については、災害の状況に応じて対応が異なるため、削除して欲しい。	意見	警察本部関係の体制や運用に配慮した記載に修正することとします。	P140
	20-7	"	第3章第8節第2項(2)(p.137)の記載について、無線等の活用に變更して欲しい。	意見	警察本部関係の体制や運用に配慮した記載に修正することとします。	P140
	21	宮城県出納局	なし	-		
	22-1-1	宮城県総務部	第1章第2節第2項(p.3)において、津波対策編及び地震対策編を津波災害対策編及び地震災害対策編とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P3
	22-1-2	"	第1章第6節第6項(p.19)は、第5項と統合すべきではないか。	意見	他の関係機関からいただいたご意見と併せ、御指摘のとおり修正します。	P19
	22-1-3	"	第1章第6節第9項(p.22)において、指定地方公共機関に「日本貨物鉄道株式会社東北支社」を加えてはどうか。地震・津波・風水害編にも追加予定。	意見	物資の輸送対策に必要と考えると考えられるため、御指摘のとおり修正します。	P24

区分	No.	機関名	高皇等概要(頁番号は前回部会資料3-4のもの) 第2章第6節第3項(2)③(p.34)において、車 載局とはどこにあるのか。 第2章第6節第3項(2)⑥(p.35)において、 「図るのとする」は「図るものとする」とすべき。 第2章第6節第3項(2)⑦(p.35)において、耐 震性だけでなく、耐浪性にも言及すべきでない か。 第2章第6節第3項(2)⑦(p.35)において、整 備の具体的な手法はどうなっているか。 第2章第7節第1項(p36)において、連絡簿の周 知の方法はどうするのか。 第2章第7節第4項(2)(p.38)において、「す ることととされている」との記載は主體的な表現に変 えるべきではないか。 <th>高皇等分類 内容の確認</th> <th>対応等 車載局については、各県で保有状況が異なるようですが、今後の整備の可能性 も含めて、可搬局等とともに活用することを記載しているものです。 御指摘のとおり修正します 対策拠点施設については、標高や海岸線からの距離、防水性等を総合に判断す べきとされており、整合するため御指摘のとおり修正します。 対策拠点施設等については、非常用電源設備については、非常用発電機等を設 置し、電源確保ができるように整備していきたいと考えています。 現在と同様に、文書により実施することを考えています。 原子力災害対策については、国、県、市町村、関係機関が連携して対応するこ ととなっており、県の地域防災計画(原子力災害対策編)を修正するにあたり、 国の対応について記載しておく必要があるものについては、当該表現で記 載しているものです。 <th>資料3-3</th> </th>	高皇等分類 内容の確認	対応等 車載局については、各県で保有状況が異なるようですが、今後の整備の可能性 も含めて、可搬局等とともに活用することを記載しているものです。 御指摘のとおり修正します 対策拠点施設については、標高や海岸線からの距離、防水性等を総合に判断す べきとされており、整合するため御指摘のとおり修正します。 対策拠点施設等については、非常用電源設備については、非常用発電機等を設 置し、電源確保ができるように整備していきたいと考えています。 現在と同様に、文書により実施することを考えています。 原子力災害対策については、国、県、市町村、関係機関が連携して対応するこ ととなっており、県の地域防災計画(原子力災害対策編)を修正するにあたり、 国の対応について記載しておく必要があるものについては、当該表現で記 載しているものです。 <th>資料3-3</th>	資料3-3
22-1-4		"		適正化	P35	
22-1-5		"		意見	P36	
22-1-6		"		内容の確認	P36	
22-1-7		"		内容の確認	P36	
22-1-8		"		内容の確認	P37	
22-1-9		"		内容の確認	P39	
22-1-10		"	第7節第8項(p.39)において、広域応援協 定等について危機対策課に報告するようにしてほし い。また、原子力災害に関する物資調達について、 今後の予定はどうか。	要望	P40	
22-1-11		"	第13節第2項(4)(8)(9)、第 18節(1)(2)(p.48,49,58,59)におい て、「県は」を「県及び関係市町は」とすべき。 第15節第2項(3)(p.54)において、県 警察を県警察本部と表記を統一しなくてよいか。	適正化	P50、P51、 P60	
22-1-12		"		内容の確認	P55	
22-1-13		"	第22節第1項(1)(p.62)において、市 町村を関係市町と表記を統一しなくてよいか。	内容の確認	P63	
22-1-14		"	第22節第2項(1)(p.63)において、 国、原子力事業者等関係機関の箇所、関係市町は 入れなくて良いか。	内容の確認	P64	
22-1-15		"	第3章第4節第1項(1)③(p.85)において、図 3-4-1を資料3-4-1及び2とすべきではな いか。	適正化	P86	
22-1-16		"	第3章第4節第1項(p.86)において、表3-4-1 及び表3-4-2を修正すべき。	意見	P87、P88	
22-1-17		"	第3章第4節図3-4-1(p.99)において、災害 対策本部の分掌事務を見直しており、修正すべき。	意見	P101	

区分	No.	機関名	高専等概要(頁番号は前回部会資料3-4のもの)	意見等分類	対応	資料3-3
22-1-18		"	第3章第4節図3-4-1 (p.99)が資料編と重複するため、削除すべきではないか。	意見	災害対策本部要綱の見直し結果を踏まえ、検討したいと考えております。	P101
22-1-19		"	第3章第4節図3-4-2 (p.100)において、現地本部事務局長に危機対策課が記載されているが、複合災害等では参集が困難であるため、検討して欲しい。	要望	複合災害時においては、当然ながら市町村を含めて、危機対策部門の職員参集等が困難であることが予想されるため、柔軟に対応する必要があると考えられます。参集体制については、今後の原子力規制委員会等の検討結果を踏まえ、原子力防災専門官と調整して引き続き検討していきたいと考えています。	P102
22-1-20		"	第3章第7節第1項(7) (p.124)において、避難指示等が出された直後に児童・生徒をどこに避難させるのか想像できない。校内への屋内退避として、保護者への引き渡しは現実的なのではないか。	内容の確認	当該箇所には、保護者への引き渡しも規定されておりませんが、原子力災害により児童が原子力発電所の方向に近づけないケースなども想定した記載となっております。	P126、P127
22-1-21		"	第3章第3節図3-3-1及び3-3-2、第4節表3-4-1 (p.82,83,86)において、円滑な対応を行うため、事務局に原子力安全対策課職員を配置すべきではないか。	意見	警戒配備体制、警戒本部体制については、事務局に原子力安全対策課も含まれております。災害対策本部については、対策拠点施設に設けられる現地対策本部に原子力安全対策が事務局として入ることとなっております。	P83、P84、P87
22-2-1		"	第3章第3節図3-3-1 (p.82)において、消防課に「3 県内消防本部(局)との連絡調整に関すること。」を追加して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P83
22-2-2		"	第3章第3節図3-3-2 (p.83)において、消防課に「3 県内消防本部(局)との連絡調整に関すること。」を追加して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P84
22-2-3		"	第3章第4節表3-4-1 (p.87)において、対策調整グループの分掌事務に「3 県内消防本部(局)との連絡調整に関すること。」を追加して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P88、P101
22-2-4		"	第3章第9節第2項(1) (p.138)において、県内他市町村長を県内他市町村長等とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P141
22-3-1		"	第3章第3節図3-3-1 (p.82)、図3-3-2 (p.83)、第4節図3-4-1 (p.99)において、「報道機関との調整に関すること」、「広報に関すること」、「広報対策に関すること」と記載が異なっており、役割が明確でない。	内容の確認	警戒配備段階では、事象の進展が予想される場合に、報道機関に協力を要請するための準備を行うことなどが想定され、また、特別警戒配備では住民の防護措置の準備に係る広報や一般住民に対する情報提供を、災害対策本部段階では緊急時モニタリング等を踏まえ、防護措置の内容やその範囲の変更など、画一的ではない形で原子力災害の状況に応じた広報を行うこととなるため、表現が異なるものです。	P83、P84、P101

区分	No.	機関名	概要等(冒番号は前回部会資料3-4のもの) 実際の対応を念頭に、錯誤等が発生しないよう役割を明確に記載したマニュアル等を作成すべきではないか。	意見等分類 意見	対応等 福島第一原発事故を踏まえ、各緊急事態区分で各防護措置区域が行う情報提供について原子力規制委員会と検討されており、これを踏まえ、前項の役割に係る記載の方法も含めて検討していきたいと考えております。	資料3-3
	22-3-2	"	各課から以下のとおり回答があった。	—		
	23-1-1	宮城県震災復興・企画部	第3章第7節第1項(10)(p.125)において、主語が「県は」と「被災した県は」という記載があり、統一すべき。同項の③で要請先に「全国知事会」を加えるべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P128
	23-1-2	"	第3章第13節(p.149)において、「災害発生が報道されると」とあるが、報道の有無に関わらず支拂の申し出が想定されるため、「災害発生に伴い」と修正すべきではないか。	適正化	御指摘のとおり修正します	P152
	23-2-1	"	第2章第8節第5項(p.43)において、「公共情報コモンスズを介し」を追加して欲しい。また、同項で「ワンセグ放送」を「ワンセグ、データ放送」とすべき。	適正化	公共情報コモンスズを介さない伝達ケースを想定し、活用する旨を記載することとします。	P44
	24	宮城県環境生活部	以下のとおり。	—		
	24-1-1	"	地域防災計画(津波編、地震編)を踏まえ、以下の点を修正して欲しい。 第2章第13節第2項(1)(p.48)に「男女双方の視点に配慮」すること加える。	意見	御指摘のとおり修正します	P49
	24-1-2	"	第3章第7節第1項(10)(p.125)において「男女のニーズの違い」というより「女性や子育て家庭の避難生活等」の表記が適切である。	意見	御指摘のとおり修正します	P128
	24-1-3	"	第3章第13節第1項(p.149)に「女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮する」とともに、ボランティアに対し注意喚起を行う旨追記して欲しい。	意見	御指摘のとおり修正します	P152
	24-2-1	"	第2章第2節第1項(1)(p.26)において、関係周辺市町村と関係市町等との表現が混在している。	適正化	原災法の規定に統一致します。	P27
	24-2-2	"	第2章第3節(p.27)において、「原子力事業者から」との表現は、文章の接合上「原子力事業者に対して」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P28
	24-2-3	"	第2章第6節第1項(1)(p.28)において、「次を参考として」は「次に掲げる事項を参考として」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P29
	24-2-4	"	第2章第6節第2項(3)(p.32)において、「周辺測点」は「周辺観測点」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P33

区分	No.	機関名	高専等概要 (国番号は前回部会資料3-4のもの)	高専等分類	対応等	資料3-3
	24-2-5	"	第2章第6節第3項(2)③(p.34)において、「衛生通信」は「衛星通信」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P35
	24-2-6	"	第2章第6節第3項(2)④(p.34)において、「固定カメラ等」による」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P35
	24-2-7	"	第2章第6節第3項(2)⑥(p.36)において、「十分な調整を図るものとする」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P36
	24-2-8	"	第2章第7節第2項(p.36)において、一部の「又は」を「若しくは」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P37
	24-2-9	"	第2章第7節第2項(p.36)において、「指示のための情報伝達方法」は「意志決定者からの指示伝達方法」とすべきではないか。	適正化	御指摘のとおり修正します	P38
	24-2-10	"	第2章第7節第3項(p.37)において、「対策拠点施設における立上げ準備」を「対策拠点施設における災害対策現地本部立上げ準備」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P38
	24-2-11	"	第2章第9節第2項(p.44)において、モニタリングポストの記載は原子力発電所敷地境界に設置されているものであるため、字句を削除すべき。	適正化	現在、県内には多くの形態のモニタリングポストが設置されており、これらも必要に応じて活用する必要があるため、このままの記載と致します。	P45
	24-2-12	"	第3章第2節第1項(1)(p.69)において、一部の「又は」を「若しくは」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P70
	24-2-13	"	第3章第2節第2項(1)②(p.71)において、「するものとする」を「するものとされている」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P72
	24-2-14	"	第3章第4節第1項(2)③(p.90)において、「その他の防災関係機関」を「その他防災関係機関」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P91

区分	No.	機関名	高圧等概要 (巨番号は前回部会資料3-4のもの)	高圧等分類 内容の確認	対応等	資料3-3
24-2-15		"	第3章第6節第1項(1)②(p.107)において、県の計画で定義される警戒事象と国で定義する警戒事象が不整合である。また、県の計画における警戒事象から法令上の特定事象に至るまでの間のモニタリング体制について、原子力規制委員会が統括するか否かなどの事項を明確にしておく必要がある。	高圧等分類 内容の確認	県の計画における警戒事象と原子力規制委員会の初動対応マニュアル等の定義を整合させることとします。また、原子力規制委員会では、これまで地域防災計画作成マニュアルを緊急時モニタリングを実施する中で、11月2日段階では特定事象に至る前の警戒事象の段階でも緊急時モニタリングを実施することが規定されており、原子力規制委員会が統括することとなつていますが、12月12日の段階では、特定事象発生段階から初動段階の緊急時モニタリングを実施するよう変更されました。この間のモニタリングについては、平常時のモニタリング強化から緊急時のモニタリングへの移行期にあたりますが、現在、原子力規制委員会において緊急時モニタリングの在り方について検討されているため、今後、検討結果を踏まえて、当該期間における原子力規制委員会の位置付けを本計画にも明確に規定していきたいと考えています。	P109
24-2-16		"	第3章第6節第1項(1)②(p.107)において、モニタリング結果の連絡については、緊急時モニタリング実施要領においてモニタリング班長若しくは原子力センター所長から警戒本部等に報告することとなっていることから、原子力規制委員会等への報告については、原子力安全対策課等が実施すべきである。	内容の確認	図3-3-1や図3-3-2において、原子力安全対策課が国等との連絡調整を行うことが規定されております。	P83、P84、P109
24-2-17		"	第3章第6節第1項(5)③(p.109)において、必要に応じての記載場所をモニタリング要員等の前に記載すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P111
24-2-18		"	第3章第6節第1項(6)④(p.113)において、「従っ行う」を「従って行う」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P115
24-2-19		"	第3章第6節第1項(6)図3-6-1及び表3-6-1(p.111~113)については、資料編の資料3-6-1と整合させるべき。	適正化	資料編の修正を行っており、これと整合を図ることとします。	P113~P115
24-2-20		"	第3章第6節第1項(6)図3-6-2(p.113)において、モニタリングステーションの接続先を環境放射線監視システムに変更すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P116
24-2-21		"	第3章第6節第1項(1)②(p.114)において、緊急時モニタリング実施計画と緊急時モニタリング実施要領の順序を入れ替え、要領を上位にもつてくるべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P117
24-2-22		"	第3章第6節第2項(1)②(p.114)において、予測線量との記載を被ばく線量との記載に変更すべき。	適正化	OILの導入などを踏まえ、御指摘のとおり修正することとします。	P117

区分	No.	機関名	高専等概要(国番号は前回部会資料3-4のもの) 第3章第6節第2項(2)表3-6-2(p.115)について、予測線量との記載を被ばく線量との記載に変更すべき。 第3章第6節第2項(2)表3-6-3(p.116)について、ヨウ素を放射性ヨウ素との記載に改めるべき。 第3章第7節第1項表3-7-1(p.126)について、予測線量との記載を被ばく線量との記載に変更すべき。 第3章第7節第3項(2)(p.131)について、「自力で・・・避難のできない者」を災害時要援護者とすべき。 第3章第8節第8項(1)(p.134)について、飲食物の検査については、国から指示に時間がかかる場合など、独自の判断によりとの記載を追加すべき。 第3章第10節第2項(5)(p.144)において、循環器・呼吸器病センターを宮城県立病院機構循環器・呼吸器病センターと適正化すべき。 第4章第11節(p.155)について、放射性物資を放射線物質に、心身の健康を心身の健康相談に訂正すべき。 原子力センターの体制は被災による影響を受けているが、今後も引き続き整備等を行っていくため、適宜考慮願う。 女川原子力発電所に関する原子力災害に係る計画である旨の記載を第1章に記載すべきである。 第3章第11節(p.155)において、心身の健康「相談」とし、「健康調査」をより具体的に「内部被ばく線量を検査」とすべき。 厚生労働省作成の災害救助事務取扱要領において、法による救助に關し「事故等」その管理業者等が存在し、その者により適切な対応が行われ、それにより十分な救助がなされないと考えられる場合は、法による救助を行う必要はない」との考え方が示されているため、原則として管理者責任であり、災害救助法が適用されないことに留意し、明記しておくことが必要ではないか。	意見等分類	対応等	資料3-3
24-2-23		"		適正化	〇の導入などを踏まえ、御指摘のとおり修正することとします。	P118
24-2-24		"		適正化	御指摘のとおり修正します	P119
24-2-25		"		適正化	御指摘のとおり修正します	P128、P129
24-2-26		"		適正化	御指摘のとおり修正します	P133、P134
24-2-27		"		意見	防災基本計画では、県が独自の判断により根拠制限等を実施する旨が規定されており、御指摘の事項と整合するため、反映致します。	P137
24-2-28		"		適正化	御指摘のとおり修正します	P147
24-2-29		"		適正化	御指摘のとおり修正します	P158
24-2-30		"		その他	考慮の上、必要に応じて計画に反映することとします。	
25-1-1		宮城県保健福祉部		意見	御指摘のとおり修正します	P2
25-1-2		"		意見	御指摘のとおり修正します	P158
25-2-1		"		内容の確認	原子力災害発生後の救助について、原子力事業者が適切に対応し、十分な救助がなされることが必要であるが、福島第一原発事故や、災害救助事務取扱要領に事例として記載されている東海村臨界事故(法による救助が行われた)の事例を踏まえ、原子力災害に關して、管理者責任により十分な救助が行われるとは必ずしも言えないことから、記載しないこととします。	

区分	No.	機関名	高専等概要 (冒番号は前回部会資料3-4のもの)	高専等分類	対 応 等	資料3-3
	25-3-1	"	第3章第13節第2項③(p.150)において、義援金の「使用」とあるところ、地域防災計画(津波編、地震編)と併せ、「配分」とすべきではないか。	適正化	御指摘のとおり修正します	P153
	25-4-1	"	第3章第10節第2項(4)(p.144)において、「休院」を「休止」に変更すべき。同項図3-10-2(p.145)においても同様。	適正化	御指摘のとおり修正します	P146
	25-4-2	"	第3章第11節第1項(1)(p.146)においても同様。	適正化	御指摘のとおり修正します	P149
	26	宮城県経済商工観光部	なし	-		
	27	宮城県農林水産部	なし※	-		
	28	宮城県土木部	以下のとおり。	-		
	28-1	"	第2章第15節第2項(5)(p.54)で「緊急輸送路」を「緊急輸送道路」とすべき。 第2章第15節第2項(2)(p.54)で「道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた道路交通管理体制の整備に」という表現は「道路交通関連設備も含め、緊急時の道路交通管理体制の整備」という表現の方が適切である。	適正化	御指摘のとおり修正します	P55、P56
	29	宮城県企業局	なし	-		
	30	宮城県市長会	なし※	-		
	31	宮城県町村会	なし	-		
	32	財団法人宮城県消防協会	なし※	-		
	33-1	宮城県消防長会	第1章第5節第1項(2)(p.13)で登米市の行政区区について「平杉」を「平形」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P13
	33-2	"	第1章第6節第6項(p.19)において、関係消防本部で互いに連絡調整すべきであるため、「関係消防本部との連絡調整に関すること」を石巻地区広域行政事務組合消防本部以外にも追加すべきではないか。	意見	御指摘のとおり修正します	P19
	34	東日本旅客鉄道株式会社	なし	-		
	35-1	東日本電信電話株式会社	第2章第6節第3項(p.33)及び同項(2)⑥(p.35)において移動通信関係の記載があるため、指定公共機関に携帯電話会社等を指定すべきではないか。	意見	御指摘のとおり修正します	P22

区分	No.	機関名	高専等概要(国番号は前回部会資料3-4のもの) 第2章第6項第3項(2)⑤において「日本電信電話」を「東日本電信電話」に修正して欲しい。	高専等分類 適正化	御指摘のとおり修正します	対応等	資料3-3 P36
	35-2	なし	なし	-	御指摘のとおり修正します		
	36	日本銀行	なし	-			
	37	東北電力株式会社	なし	-			
	38	日本通運株式会社	なし※	-			
	39	日本赤十字社	第1章第6節第9項(p.22)における当局の役割を適正化して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します		P22
	40	日本放送協会	なし	-			
	41	東日本高速道路株式会社	なし※	-			
	42	東北放送株式会社	なし	-			
	43	株式会社仙台放送	なし※	-			
	44	株式会社宮城テレビ放送	第1章第6節第10項(p.23)で各社の役割が表の左右でわかりにくいので体裁を修正して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します		P23
	45	株式会社東日本放送	なし	-			
	46	株式会社エフエム仙台	なし※	-			
	47	社団法人宮城県医師会	なし※	-			
部会関係	48-1	東北大学イノベーション・リサーチセンター 長谷川 雅幸 研究教授	災害時に必要な情報を関係機関に正確かつ迅速に伝え、計画に従った行動を取ってもらうことは簡単ではない。日ごろからのウェルネスや実地訓練を欠かさずに行うようにして欲しい。	意見	防災訓練等を通じて、より実効的な対応ができるよう努めて参ります。		
	48-2	東北大学イノベーション・リサーチセンター 長谷川 雅幸 研究教授	これまでの原子力事故では、政府と立地自治体との連絡が円滑に進まなかった。国から発信される各種情報について、本当に政府機関が迅速かつ正確に県に伝えてくれる状態や体制にあるのか常に確かめておく必要がある。また、省庁間の分担・責任を明確にし、規制委員会の命令で統一的に対応できる体制を求めておく必要がある。	意見	今後も、原子力防災専門官等を通じて、相互に連携できるようにしていきたいと考えております。また、一元的な体制については、現在原子力規制委員会と緊急時モニタリング等の在り方について検討されており、これに県の体制も整合を図って参りたいと考えております。		
	48-3	東北大学イノベーション・リサーチセンター 長谷川 雅幸 研究教授	オフサイトセンターについて、平常時に災害を想定してどのような役割を持たせるか、訓練を通じて準備しておく必要がある。	意見	様々な防災対策が大幅に変更となっているため、御指摘のとおり、オフサイトセンターの活用について準備して参りたいと考えております。		
	49	東北大学高度イノベーション リサーチセンター 東北放送科学センター	なし	-			
	50	東北放送科学センター	なし	-			

区分	No.	機関名	高皇等概要(頁番号は前回部会資料3-4のもの)	高皇等分類 内容の確認	対応等	資料3-3
	51-7	"	第3章第7節表3-7-3 (p.138) について、O11L等の指標とどのように関連しているのか。また、値の妥当性はあるのか。		地域防災計画作成マニュアルでは、飲食物の出荷制限等について、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言に基づき実施することとなっております。後者の食品衛生法上の基準値について今回追加したものです。これらの基準値等から、放射線防護の基本的な考え方に基づき、原子力災害の規模等に応じて適切な指標を用いることとなると考えています。また、原子力規制委員会の第3回及び第5回原子力災害事前対策等に関する検討チームでは、指標(O11L6)について現行の指標値と同じ値を採用するなど、検討が行われています。	P138
	51-8	"	第4章第9節(p.154)において、被災者の生活再建への支援等は復興に向けて重要な課題であることから、「努めるものとする」から実効性のある表現に改めるべき。	意見	御指摘のとおりです。「行うものとする」に修正します。	P157
	52-1	石巻市	第1章第5節①において、Planningが抜けているため修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P8
	52-2	"	第1章第5節(1)及び(2)(p.8~12)において、行政区の誤記訂正等を行って欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P8、 P11~P13
	52-3	"	第1章第6節第9項(p.22)において、東北電力(株)(11)に記載を(12)に記載とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P24
	52-4	"	第2章第6節第3項(2)⑥(p.35)において、「調整を図るものとする」と修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P36
	52-5	"	第2章第7節第3項(1)(p.37)において、特定事象発生を特定事象又は警戒事象発生と修正すべき。	適正化	警戒事象について、原子力規制委員会初動対応マニュアル等の定義と整合を図るため、第3章第1節で規定する事象について警戒事象等との表現に変更することとし、本項については「特定事象発生」の通報を受けた場合等」と修正させていただきます。	P38、P40、 P54、P69
	52-6	"	第2章第7節第6項(p.38)において、特定事象発生を特定事象又は警戒事象発生と修正すべき。	適正化		
	52-7	"	第2章第7節第7項(p.39)において、防災関係機関に自衛隊と海上保安庁を追加すべきではないか。	適正化	第1章第6節で第二管区海上保安本部と自衛隊を並列にしており、海上保安庁と並列することは不整合であるとの観点から、現行の「国」という記載のままさせていただきます。	P20、P21、 P40
	52-8	"	第2章第22節第1項(2)(p.63)において、緊急時医療を緊急時救急医療とすべきではないか。	適正化	第3章第10節との整合から、現行のままさせていただきます。	P64、P142
	52-9	"	第2章第22節第2項(1)(p.63)において、「防災活動の各要素」と又は「各要素」との表記を「防災活動の要素」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P64

区分	No.	機関名	高専等概要 (頁番号は前回部会資料3-4のもの)	高専等分類	対応等	資料3-3
	52-10	"	第3章(p.67)において、災害応急対策を緊急事態応急対策にすべき。	適正化	12月12日に原子力規制委員会で公表された地域防災計画作成マニュアルと整合させ、御指摘のとおり修正します。	P68
	52-11	"	第3章第2節第1項(2)(p.70)において、放射線量を放射線量率とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P71
	52-12	"	第3章第2節第4項(1)②(p.75)において、国(原子力防災専門官を含む)を原子力規制委員会(原子力防災専門官を含む)と修正すべき。	適正化	原子力防災専門官は内閣府に属していること、また、原子力規制委員会以外からの情報を想定し、現行のままとさせていただきます。	P76
	52-13	"	第4章(p.151)において、災害復旧対策を原子力災害中長期対策に変更すべき。	適正化	12月12日に原子力規制委員会で公表された地域防災計画作成マニュアルと整合させ、御指摘のとおり修正します。	P155
	52-14	"	第4章第10節(p.155)において、助勢措置を助成措置と修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P158
	52-15	"	第4章第11節(p.155)において、放射性物質を放射性物質とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P158
	52-16	"	第4章第14節(p.155)において、「心身の健康及び」を「心身の健康相談及び」とすべき。	適正化	12月12日に原子力規制委員会で公表された地域防災計画作成マニュアルと整合させ、御指摘のとおり修正します。	P158
	53-1	石巻地区広域行政事務組合消防本部	第3章第4節第2項表3-4-4(p.93)において、消防本部代表者との記載を、関係消防本部の代表者や立地地消防本部代表者というように明記した方が良い。	意見	合同対策協議会の構成員等については、国のマニュアル等で規定されており、これを踏まえて記載しているものですが、原子力防災専門官によれば、御指摘の事項について特に規定は無い状況となっており、合同対策協議会の運用を考慮し、管轄の消防本部全てが入ることは現実的でないため、調整の結果、立地消防本部代表者とすることとします。今後、オフサイトセンターに係る国のマニュアル等の検討が成される中で、見直しが必要な場合は検討を行っていきたいと考えております。	P93
	53-2	"	第3章第4節図3-4-2(p.100)において、消防は本部毎に管轄や命令系統が異なり、地域事情も異なるため、派遣連絡員には関係消防本部員も必須であるが、その旨を明記した方が良い。	意見	御指摘のとおりであり、他の記載と整合を図り「管轄の消防本部員」を追加します。	P102
	53-3	"	第3章第10節表3-10-1(p.139)において、「消防機関から派遣の救急隊員が当たる」とあるが、実運用上「消防機関の救急隊が当たる」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P144

区分	No.	機関名	概要等概要(番号は前回部会資料3-4のもの)	景観等分類	対 応 等	資料
53-4		〃	第3章第10節第2項(4)、(5)、図3-10-1、2及び第11節第1項(1)、(3)(p.144~146)において、移送を救護チーム及び消防が行うことを明確化すべき。	景観等分類 適正化	第3章第10節第1項(4)においては、「診断チーム」を「救護チーム」に修正することとします。また、(5)に、「この際、二次被災は医療機関へは原則として救護チームが移送を行うものとし、三次被災は医療機関へは関係機関の協力を得て空路又は陸路にて移送を行うものとする。」を追加します。図3-10-2については、以下のとおり修正します。「初期被災は医療機関に移す」として、第3章第11節第1項(1)においては、「初期被災は医療機関に移送」を「被災患者を東北大学」を「被災患者を消防機関の協力を得て東北大学」とし、「又は放射線医学総合」を「又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて放射線医学総合」とします。	資料3-3
53-5		〃				P149
53-6		〃	今後検討されていく広域的な被災は医療体制も含め、UPLZ以外の消防本部管轄区域での救急活動等がでてくるのではないかと。この際、第3章第9節第2項の応援要請や第2章第7節第8項の協定の締結の促進等で対応あるいは準備していくという考えなのか。なお、宮城県広域消防相互応援協定については、原子力対応について明記されているわけではない。	内容の確認	<p>複合災害の場合など、災害の形態に応じて原子力特有の対応が必要な場合と、他の災害と同様な対応が必要な場合があると考えられます。それぞれに際して必要な応援要請等を行うこととすると考えられます。現在県で行っている原子力に係る消防関係機関対象の研修では、全国的に参加していただいている状況であるため、原子力災害以外への対応を行う場合でも原子力災害に係る知識を有する、原子力災害以外の対応を行う場合同様に引き続き普及させて参りたいと考えています。</p>	P40、P141

区分	No.	機関名	概要等概要等 (冒番号は前回部会資料3-4のもの)	意見等分類 内容の確認	対応等	資料3-3
	53-7	"	原子力災害により庁舎等が使用できなくなった場合、第2章第19節や第3章第14節の業務継続計画により退避場所の確保等対応してもらえないのか。	内容の確認	本計画で規定している業務継続計画については、県の庁舎が使用できなくなっ た場合についてのもので、必ずしも含まれておりません。防災基本計画 では、防災関係機関は業務継続性を確保することとされており、防災関係機関 がそれぞれ防災業務計画等において対応するものと考えられます。	P60、P153
	54	登米市	なし	-		
	55-1	東松島市	第1章第5節(2)(p.13)東松島市の欄において、高田・大島・高松・大浜が抜けている。	適正化	御指摘のとおり修正します	P13、P14
	55-2	"	第2章と第3章で避難場所と記載されているものは避難所が正しいのではないか。	適正化	第3章第7節第4項(2)の規定により、避難場所の中から避難所を指定する こととなるため、既に指定された後の避難場所に係る記載について避難所と変 更します。	P49、P51、 P134、P135
	55-3	"	第3章第7節第4項(4)(p.132)の記載について、陸上自衛隊や公共輸送機関等への協力要請はどのような段階で行うこととなるのか。	内容の確認	原子力災害の規模や進展状況によって、陸上自衛隊の派遣要請を行うか否かが 決まるため、避難等が必要な場合に輸送能力等の不足が予測された際行うこと となるものと考えられています。	P135
	56	涌谷町	なし	-		
	57-1	美里町	第1章第6節第9項(p.22)において、東北電力(株)の事務又は業務を(11)に記載)から(12)に記載)に修正	適正化	御指摘のとおり修正します	P24
	57-2	"	第2章第9節(p.43)において、(以下、「緊急時モニタリング」という)との記載が重複しているので、後に出てくるものを削除すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P44
	57-3	"	第2章第22節第1項(1)(p.62)において、「緊急時予測システム情報の活用訓練」を加えるべき。この情報については、避難場所等の検討において重要となると考える。	意見	12月12日に原子力規制委員会で公表されたマニュアルで追加されており、 加えることとします。	P64
	57-4	"	第3章第2節(p.70~75)において、関係周辺市町への通報が経緯由となっているが、原子力防災管理 者から直接通報されるべきではないか。事業者から は、直接第一報を通報すると聞いている。	内容の確認	国は、事業者への問い合わせが集中し、原子力事業者が行う応急対策に支障が 生じないよう配慮すべきであるとしているため当該記載となつていているもので す。今後、原子力事業者防災業務計画の修正にあたり、特定事象等について事 業者から直接通報することと聞いているが、これまでの間も確実 に情報が伝達されるよう、このままの記載とさせていただきます。	P70~P72
	57-5	"	第2章第6節第3項(2)①(p.34)において、防 災行政無線の活用を図るとあるが、UPZ区域内に 係る屋内退避時の情報伝達手段として、各世帯に戸 別受信機を配備する場合の費用を含めた支援をお願 いしたい。	要望	緊急時安全対策交付金で整備することとなる広報資機材や車両を御活用いた だければと考えております。戸別受信機等については同交付金で措置できない見 込みです。	P35

区分	No.	機関名	高皇等概要(番号は前回部会資料3-4のもの)	高皇等分類	対応	資料	
県内市町村	57-6	〃	第2章第7節第8項(1)(p.39)において、隣接市町村と協定を希望する場合、県はどのような支援が可能なのか。	高皇等分類 内容の確認	資機材等に係る災害時の応援協定の締結については、他都道府県の市町村等同士を含まない形での締結されているかと思いますが、隣接県の特定の市町村が応援協定の締結が必要不可欠である場合があると考えられます。	資料3-3 P40	
	57-7	〃	第2章第13節第1項②(p.47)において、PAZ区域の避難が進まず、UPZ区域の避難が大幅に遅れる可能性が考えられるため、UPZ内の避難も早急に開始できるように配慮して欲しい。	内容の確認	UPZ区域等の避難開始については、緊急時ニタリングの結果や原子力施設の状態に応じて行われることとなりますが、PAZの避難の完了を待たなければならぬことにはなっていません。この記載は、避難経路をどのようにするかなどの検討を行う際、PAZからの避難経路なども念頭に置いた上で、UPZ等からの避難を計画するという主旨で記載されたものと考えられます。	P48	
	57-8	〃	第2章第13節第2項(1)(p.48)において、広域一時滞りに係る協定について記載されているが、隣接県等県外避難先の確保をお願いしたい。また、隣接県の市町村と当市を予めカブリングするよう調整をお願いしたい。	要望	避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、検討して参りたいと考えております。	P49	
	58	南三陸町	なし	—	—		
	59-1	仙台市	第1章第5節第1項(2)(p.8)において、関係市町村の中に避難先となる市町村を含めるべきではないか。或いは、新たな定数を起こして関係機関の1つに位置付けるべきではないか。このことが福島第一原発事故の教訓ではないのか。	内容の確認	防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、予防的防護措置を準備する区域及び緊急時防護措置を準備する区域について、関係市町としていているものであります。地域防災計画(原子力災害対策指針)では、特に原子力緊急事態の初動対応などに重点を置いて主要な関係機関の活動を規定しておりますが、今後県で実施する避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、特に連携が必要な市町村などを加えること等について検討していきたいと考えております。	P8、 P16~P18	
	59-2	〃	第1章第6節(p.16)において、広域避難が必要になる場合など、県内市町村の役割があると思われる。	意見			
59-3	〃	第1章第6節第4項(p.18)において、仙台市をはじめ県内の各市町村を関係市町に含めるか、新たなカテゴリーを設定すべき。	意見				
59-4	〃	第2章第2節第1項(1)(p.26)において、計画案の送付は関係周辺市町のみか。所在市町へはどの段階で送付されるのか。	内容の確認	原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定により、所在市町村長に対しては直接事業者から協議の申し入れが成されることとなっているものです。	P27		
59-5	〃	第2章第2節第1項(1)(p.26)において、県内市町村へも情報提供及び意見照会すべきではないか。	意見	原子力災害対策特別措置法の規定により、地域防災計画(原子力災害対策指針)を策定することとなる原子力災害対策重点区域を含む市町村の地域防災計画に事業者防災業務計画が抵触しないようにする必要があるため、協議等が行われるものですが、今後、原子力規制委員会が原子力災害対策指針等の改正を行う中で、区域について見直し等が成された場合は、検討していきたいと考えております。	P27		
59-6	〃	第2章第6節第1項(1)(p.28)において、県内市町村へも情報を提供すべきではないか。	意見	原子力災害が発生した場合には、初動段階での対応が重要となりますが、これを念頭に置いた通信ネットワーク等について規定しているものです。	P29		

区分	No.	機関名	高皇等概要(頁番号は前回部会資料3-4のもの)	意見等分類	対応等	資料3-3
	59-7	"	第2章第6節第1項(6)(p.29)において、災害対策基本法第1条の規定により、断定した表現にすべきではないのか。	意見	防災基本計画の規定と整合させた表現としております。同計画の当該箇所は新たに加わった事項であることから、実際の運用との整合など、訓練等の結果を踏まえて表現について検討していきたいと考えております。	P30
	59-8	"	第2章第6節第2項(2)(p.30)において、関係市町に仙台市をはじめ県内各市町村を含めるか、新たなカカテゴリーを設定すべき。	意見	関係市町以外の情報の利用等については、これまでも地域防災計画(原子力災害対策要綱)等を送付させていただいているほか、ホームページに掲載するなどの対応を行っております。	P31
	59-9	"	第2章第6節第3項(p.33)において、関係市町に仙台市をはじめ県内各市町村を含めるか、新たなカカテゴリーを設定して資料等を県内各市町村が共有するようにするべき。	意見	原子力災害対策指針等では、原子力発電所により近い地域について初動段階での対応を迅速に行うこととなっており、これに必要に応じて通信手段の確保等について規定しているものです。	P34~P36
	59-10	"	第2章第7節第7項(p.39)において、防災体制に県内市町村を含め、相互の連携体制の強化に努めるようにするべき。	意見	原子力災害対策指針等では、原子力発電所により近い地域について初動段階での対応を迅速に行うこととなっており、これに係る関係機関相互の連携等について規定しているものです。	P40
	59-11	"	第2章第8節第1項(p.42)において、情報は県内市町村へ提供すべき。情報が無い場合、周辺市町村からの避難者に対する対応が困難であったり、児童や生徒の安全を危惧する保護者の声が多い。	意見	第3章第5節等により情報伝達活動を行うこととなりますが、この際、情報の伝達先や伝達方法については、状況に応じて適切に行って参ります。	P43、P102~P108
	59-12	"	第2章第8節第1項(p.42)において、住民等、周辺住民等とは誰を指すのか。等には誰が含まれるのか。	内容の確認	「等」には、観光客や入院患者などが該当します。	P43
	59-13	"	第2章第8節第3項(p.42)において、住民相談窓口について関係市町と連携してとなっているが、県内市町村と連携して改めるべきではないのか。	意見	原子力規制委員会で今後検討される情報共有の在り方等を踏まえ、検討していきたいと考えております。	P43、P44
	59-14	"	第2章第9節第5項(p.45)において、緊急時モニタリングの際の関係機関とはどこを指すのか。県内各市町村との役割分担は想定しないのか。	内容の確認	緊急時モニタリングとは、事故発生等の際に原子力規制委員会を指令塔として、県、国、事業者及び海域や空域については海上保安本部、自衛隊等が連携して、防護措置の判断に必要な情報を得ることを目的に行うものであり、現在のところ県内各市町村との役割分担は想定していません。	P46
	59-15	"	第2章第9節第6項(p.45)において、SPEED1の情報提供はどのように行われるのか。	内容の確認	SPEED1については、所管する原子力規制委員会で今後活用の方策等が検討されますこととなっており、動向を注視していきたいと考えています。	P47
	59-16	"	第2章第10節(p.46)において、体制整備において県内のすべての市町村を含めるべき。	意見	本項については、国と県が連携して整備するものと認識しております。	P47
	59-17	"	第2章第12節(p.46)において、相互連携を図る市町村とはどこを指すのか。	内容の確認	各市町村を指すものです。	P48
	59-18	"	第2章第13節第1項(p.47)において、災害対策基本法第4条の規定から、「避難計画作成については支援」から「同支援及び調整」と改めるべきではないか。	意見	③において調整に係る記載があることから、御指摘のとおり修正します。	P48

区分	No.	機関名	概要等概要(冒番号は前回部会資料3-4のもの)	意見等分類	対応等	資料3-3
59-19		"	第2章第13節第1項(p.47)において、関係市町村の定義を明確にして欲しい。その際、県内の全ての市町村が含まれる定義とするべき。	意見	当該箇所は誤記であるため、関係市町村との記載に修正します。なお、県内の全ての市町村が含まれる定義とすることは、原子力災害対策指針の考え方に沿わないこととなるため、御了承願います。	P48
59-20		"	第2章第13節第2項(p.48)において、関係市町村に仙台市をはじめとした各市町村を含めるべき。	意見	避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、検討して参りたいと考えております。	P49
59-21		"	第2章第13節第4項(p.51)において、学校施設の避難計画及び引き渡しに係るルールについて、専門知識を有する機関等からの指導助言が必要と考える。	意見	避難計画等を策定する上で必要な原子力災害特有の事項については、県で行う各種の広報活動や防災訓練を通じて情報提供するとともに、相談等に応じて参りたいたいと考えております。	P52
59-22		"	第2章第13節第7項(p.52)において、第6節との整合はどうか。このためにも早期からの情報提供が必要ではないか。避難先市町村はどうか想定するか。	意見	第6節では、原子力災害発生時の初動対応等に係る情報通信について規定しており、本項では、所在地情報等に関する規定を行っているものです。所在地情報等については、様々な手段を活用して情報共有を行っていくこととなります。	P53
59-23		"	第2章第14節第2項(p.53)において、摂取制限に係る情報提供はどうか考えているのか。食品流通を考えれば関係市町村にとどまらないのではないか。	意見	第3章第5節その他に情報提供等について規定しております。原子力災害については、規模や進展状況に応じて、避難以外にも防護措置が講じられることとなり、原子力発電所により近い地域については、より多くの品目等で摂取制限等に至ることが想定されるものです。	P54、P102～P108
59-24		"	第2章第17節(p.56)において、関係市町村に仙台市をはじめ県内各市町村を含めるべき。	意見	御指摘の箇所が見あたりませんでした。	P57、P58
59-25		"	第2章第20節第1項(1)(p.60)において、関係市町村に仙台市をはじめ県内各市町村を含めるべき。	意見	関係市町村については、原子力発電所により近い地域に重点的に広報活動等を実施するものですが、これ以外の地域についても、県が実施する各種の広報活動を通じて、知識の普及等を行って参りたいと考えております。	P61
59-26		"	第3章(p.67～)において、広域避難することの対応が記載されていないのは計画として問題ではないか。特に避難先市町村への情報提供が記載されていないことは改めるべきではないか。	意見	第5節及び第7節において規定しております。また、第5節(6)に情報提供について規定しております。	P102～、P120～
59-27		"	第3章第2節第1項(1)④(p.70)において、情報連絡を県内市町村に実施すべき。	意見	原子力発電所に近い場所を中心として初動対応を行うにあたり、関係機関の情報連絡を規定しているものです。情報連絡体制等については、防災基本計画や国の原子力災害対策マニュアル等で規定されており、このような体制となっています。	P71、P72、P75
59-28		"	第3章第2節第2項(1)④(p.71)において、情報連絡を県内市町村に実施すべき。関係周辺市町村に仙台市をはじめ県内各市町村を含めるべき。	意見		
59-29		"	第3章第2節図3-2-1(p.74)において、緊急通報連絡系統図中に県内各市町村含めるべきである。	意見		
59-30		"	第3章第4項(1)①(p.75)において、県内市町村への情報連絡が規定されていない。関係地方公共団体とはどこを指すのか。	内容の確認	前半部については、同上の理由によるものです。後半部については、御指摘の箇所が見あたりませんでした。	P76
59-31		"	第3章第4節第1項表3-4-2(p.87)について、市町村とはどこを指すのか。	内容の確認	各市町村を指すものです。	P88

区分	No.	機関名	概要等概要等 (頁番号は前回部会資料3-4のもの) 第3章第4節第2項表3-4-4 (p.98)について、原子力災害合同対策協議会に関係市町の他、広域避難の際の避難先市町村を加えるべきではないのか。	意見等分類 意見	対応等 合同対策協議会の構成員等については、国のマニュアル等で規定されており、これを踏まえて記載しているものです。	資料3-3 P93~P95
	59-32	"	第3章第4節第5項(3) (p.96)について、地方公共団体とはどこを指すのか。	内容の確認	都道府県及び市町村を指すものです。	P96
	59-33	"	第3章第5節(p.101)について、被災地の住民や住民とはどの範囲を指すのか。県内市町村か。	内容の確認	第1項(6)などで規定されているとおり、県内市町村等になります。	P102~P108
	60	塩電市	なし	-		
	61	気仙沼市	なし※	-		
	62	白石市	なし	-		
	63	名取市	なし※	-		
	64	角田市	なし	-		
	65	多賀城市	なし	-		
	66-1	岩沼市	第2章第13節第2項(8) (p.49)において、避難場所となる施設や設備の整備に努めるとあるが、各自自治体の学校施設に整備するということなのか。また、対象の学校施設は小中学校も想定するのか。さらにUPZ対象人口は膨大だが、避難場所はUPZの外側となるのか。 同項(9)についても同様。 岩沼市内の学校等も避難場所として指定される可能性があるのか。	内容の確認	避難場所における設備等の整備については、複合災害対応を含め、中長期的に取っていくことと考えています。この際、設備等の準備の在り方について検討されたいと考えています。対象の学校施設については、小中高校等の区別ではなく、建物の状態(コンクリート建屋かどうかなど)で判別していくこととなります。UPZ内の避難については、災害の規模等に依りて対象範囲が決まりますが、UPZ外の避難場所の確保についても、取り組む必要があると考えています。	P60、P51
	66-2	"	岩沼市内の学校等も避難場所として指定される可能性があるのか。	内容の確認	県では、避難時間推計シミュレーションを実施することとなり、この結果等を踏まえてどの地域に避難場所を優先して確保すべきか検討していくこととなります。	P49
	66-3	"	第3章第7節第1項(3) (p.121)において、広域一時滞在は人口規模からしても予め事前協議が必要だと考えるが、どこかに規定されているか。災害時要援護者への対応不備が問題となったが、これについては事前対策等を出来る限りする必要があると感ずる。	内容の確認	第2章第13節第2項(4)に記載されており、また、災害時要援護者への対応等については、同節の第3項の記載を大幅に変更しております。	P50~P52、P124

区分	No.	機関名	高専等概要(頁番号は前回部会資料3-4のもの)	高専等分類 内容の確認	対応等	資料3-3
	66-4	〃	第3章第8節第2項(1)(p.137)において、万一の場合は30km圏内の住民が一齐に避難行動を取ることとなると思う。これに関する具体的な避難計画等が記載されていない。		原子力災害対策指針では、原子力災害の規模や状況に応じて防護措置を行うこととなっており、具体的には緊急時活動レベルが定められた段階になった場合、PAAZ(5km)内において放射性物質放出前に避難等の防護措置を行うこと等となっており、UPZ(30km)については原子力施設の状態や緊急時モニタリング結果を踏まえ、避難や屋内退避等の防護措置を実施することとなります。	P140
	66-5	〃	岩沼市の地域防災計画を見直し作業を進めているが、県の原子力災害対策編との整合を図る必要があると考えている。どの程度まで対策を記述しておくべきなのか。	その他	改正原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法の規定並びに防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力災害に係る計画については、原発から30kmを目安として策定することとなっております。	
	67	栗原市	なし※	-		
	68	大崎市	なし	-		
	69	蔵王町	なし	-		
	70	七ヶ宿町	なし※	-		
	71	大河原町	なし※	-		
	72	村田町	なし※	-		
	73	柴田町	なし※	-		
	74	川崎町	なし※	-		
	75	丸森町	第4章第4節(p.152)において、隣接県等に立地する原子力発電所から影響がある場合は、広域的な連携が必要であり、引き続き原子力災害対策指針の改正等の検討を進めて欲しい。	意見	東京電力福島第一原発事故の対応などについては、原子力規制委員会が引き続き検討することとなっております。注視して参ります。	P155
	76	亘理町	なし※	-		

区分	No.	機関名	意見等概要 (番号は前回部会資料3-4のもの)	意見等分類	対応等	資料3-3
	77	山元町	なし	—		
	78	松島町	なし	—		
	79	七ヶ浜町	なし※	—		
	80	利府町	なし	—		
	81	大和町	なし※	—		
	82	大郷町	なし※	—		
	83	富谷町	当町は原子力災害時に避難者の受入れ自治体になると考えられるが、避難者数や避難所に係る事前調整について、市町村間だけでなく、県が中心的に指導・助言等して欲しい。	要望	避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、連携して対応していきたいと考えております。	P49
	84	大衡村	第3章第7節第1項(4)(p.122)で「住民等が避難区域等から避難した後にはスクリーニング及び除染を行う」とあるが、スクリーニング場所や除染場所は避難所と別の地域に設定するということか。	内容の確認	スクリーニング場所や除染場所を避難所に設置することも考えられます。この場合は、不要な汚染の拡大を防ぐため、当該場所を区画し、避難者の動線を予め決めて対応することとなります。	P125
	85	色麻町	なし	—		
	86	加美町	なし※	—		
消防	87-1	登米市消防本部	第1章第5節第1項(2)(p.13)で登米市の行政区について「平形」を「平形」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P13
	87-2	〃	第1章第6節第6項(p.19)において、関係消防本部で互いに連絡調整すべきであるため、「関係消防本部との連絡調整に関すること」を追加すべきではないか。	意見	御指摘のとおり修正します	P19
	88	大崎地域広域行政事務組合消防本部	なし	—		
	89	気仙沼・本宮地域広域行政事務組合消防原子力規制委員会原	なし	—		
他	90	原子力規制庁女川原子力規制事務所	今回の「地域防災計画(原子力災害対策策編)」修正後、「地域防災計画(原子力災害対策策編)」作成マニュアル」が改正された場合は、必要に応じて見直しを行うこと。	その他	原子力規制委員会等の動向を注視し、対応して参りたいと考えています。	

※回答が無かった機関